

2011年3月13日  
日本郵政株式会社  
郵便局株式会社  
株式会社ゆうちょ銀行  
株式会社かんぽ生命保険

## 東北地方太平洋沖地震災害に伴う郵便局・店舗の窓口営業予定について

東北地方太平洋沖地震による被災者の皆さんに、謹んでお見舞い申し上げます。

日本郵政グループの各施設も被害を受けておりますが、2011年3月14日(月)から営業予定の郵便局数・店舗数等は別紙1のとおりです。

なお、停電等の事情により別紙2の非常取扱い等(通帳・証書等や印章を無くされた被災者の方に対する通常貯金の払戻しなど)のお取扱いとなる場合がありますので、あらかじめご了承をお願いいたします。

個別の郵便局名・店舗名については、別途、各社Webサイト等でお知らせしてまいります。

以上

【報道関係の方のお問い合わせ先】	【お客さまのお問い合わせ先】
郵便局株式会社 総務部 広報室(報道担当) 電話: 03-3504-4127(直通) FAX: 03-3595-0839	郵便局株式会社お客様サービス相談センター 0120-2328-86 携帯電話から 0570-046-666(有料) 〔受付時間: 平日 8:00~22:00 土・日・休日 9:00~22:00〕
株式会社ゆうちょ銀行 コーポレートスタッフ部門 広報部(報道担当) 電話: 03-3504-4440(直通) FAX: 03-3580-6799	ゆうちょコールセンター 0120-108420 〔受付時間: 平日 8:30~21:00 土・日・休日 9:00~17:00〕
株式会社かんぽ生命保険 広報部 電話: 03-3504-4418(直通) FAX: 03-3506-0944	かんぽコールセンター 0120-552950 〔受付時間: 平日 9:00~21:00 土・日・休日 9:00~17:00〕
日本郵政株式会社 広報部(報道担当) 電話: 03-3504-4162(直通) FAX: 03-3504-0265	日本郵政株式会社 総務・人事部 危機管理室 電話: 03-3504-4794(直通) 〔受付時間: 平日 9:00~18:00〕

**東北地方における3月14日(月)に営業予定の郵便局数・店舗数  
(2011年3月13日現在)**

県名	郵便局数	ゆうちょ銀行店舗数
青森県	266局(全267局)	2店舗(全2店舗)
岩手県	157局(全308局)	1店舗(全1店舗)
宮城県	40局(全363局)	1店舗(全2店舗)
秋田県	273局(全273局)	1店舗(全1店舗)
山形県	289局(全289局)	1店舗(全1店舗)
福島県	323局(全432局)	3店舗(全3店舗)
合計	1,348局(全1,932局)	9店舗(全10店舗)

表中の郵便局数には、簡易郵便局は含んでおりません。

**その他の地域において、3月14日(月)以降、当面営業が困難な郵便局**

県名	郵便局名
北海道	フィッシャーマンズワーフ郵便局
	釧路大町郵便局
茨城県	大洗郵便局
	水戸吉沢郵便局
	内原郵便局
埼玉県	本庄仲町郵便局
千葉県	飯岡郵便局
東京都	石神井公園駅前郵便局
神奈川県	川崎駅西口郵便局
長野県	堺郵便局
	野田沢郵便局
	平滝郵便局

## 非常取扱いの実施内容(2011年3月12日発表)

### 1 取扱内容

#### (1) 貯金関係(別紙3参照)

通帳・証書等や印章をなくされた被災者の貯金等の非常取扱い等

#### (2) 保険関係(別紙4参照)

かんぽ生命の保険契約及び簡易生命保険契約に関する保険料の払込猶予期間の延伸、保険金の非常即時払等の非常取扱い

### 2 対象郵便局及び対象店

#### (1) 貯金関係

郵便局 及びゆうちょ銀行各店舗

簡易郵便局を含みます。(貯金取扱局に限ります。)

#### (2) 保険関係

郵便局 及びかんぽ生命保険各支店

簡易郵便局を除きます。

### 3 取扱期間

#### (1) 貯金関係

平成23年3月14日(月)から

全国の郵便局 及びゆうちょ銀行各店舗

簡易郵便局を含みます。(貯金取扱局に限ります。)

#### (2) 保険関係

##### ア 保険料の払込猶予期間の延伸

通常の払込猶予期間を含めて、最長6か月間延伸いたします。

##### イ 保険金の非常即時払等の非常取扱い

平成23年3月14日(月)から

## 通帳・証書等や印章をなくされた被災者の貯金等の非常取扱い等

	取扱いの内容	取扱期間
1	通帳・証書等や印章をなくされた被災者の方に対する次の取扱い ・通常貯金、定額貯金及び定期貯金の払戻し ・民営化前に預入された定額郵便貯金、定期郵便貯金及び積立郵便貯金の払戻し ・民営化前に預入された定額郵便貯金及び定期郵便貯金を担保とした貸付け ・払戻証書による払戻金及び返還金支払通知書による返還金の払渡し おひとりさま 20万円まで	平成23年3月14日(月)から
2	定額貯金の据置期間(6ヶ月)内の払戻し 定期貯金の預入期間内の払戻し 民営化前に預入された定期郵便貯金の預入期間内の払戻し	
3	被災により汚れた紙幣の引換え	
4	国債を紛失した場合のご相談対応(簡易郵便局を除きます。)	

通帳・証書等をなくされた場合には、保証書及び連帯保証人が必要となります。

**かんぽ生命の保険契約及び簡易生命保険契約に関する  
保険料の払込猶予期間の延伸、保険金の非常即時払等の非常取扱い**

**1 保険料の払込猶予期間の延伸**

保険料のお払込みを猶予する期間を、通常の払込猶予期間を含めて、最長6か月間延伸いたします。

**2 保険金の非常即時払等**

必要書類を一部省略する等により、簡易迅速なお取扱いをいたします。

	取 扱 種 別	取 扱 期 間
1	保険金及び未経過保険料の非常即時払	
2	基本契約の解約（解除）の非常取扱い及び基本契約の解約返戻金（還付金）の非常即時払	
3	特約の解約（解除）の非常取扱い及び特約の解約返戻金（還付金）の非常即時払	平成23年3月14日（月）から
4	普通貸付金の非常即時払	
5	保険料の前納払込みの取消しによる保険料の払戻し（還付）の非常取扱い	
6	契約者配当金の非常即時払	

保険証券（書）をなくされた場合には、保証書等が必要となる場合があります。